

極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標の 商標審査基準について（案）

平成27年12月

第3条第1項第5号（極めて簡単で、かつ、ありふれた標章）

極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標

1. 現行商標審査基準の概要

「極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標」に該当するものについて、輪郭として普通に用いられる図形等、ローマ字、数字等のカテゴリ分けをし、その具体例を記載している。

2. 商標審査基準改訂の方向性

- （1）現行審査基準は、本号に該当する例示のみが記載されており、本号の該当性判断における考え方が不明であるため、条文の文言を用語ごとに解釈し、判断における考え方を示してはどうか。
- （2）本号に該当する例示について、ローマ字を表示したものの類型中に、ローマ字の音を仮名文字で表示したものが含まれているが、これは仮名文字の類型に新たに分類する等の見直しをしてはどうか。
- （3）現行審査基準に例示されていない「ローマ字と数字を組み合わせた場合」の取扱いについて記載してはどうか。
- （4）役務における本号の該当性判断については、商品の取扱いと基本的な判断は異なることを記載してはどうか。
- （5）現行審査基準5. 及び7. に記載されている新しいタイプの商標に関する記載は、第3条第1項第1号、同第2号、同第3号、同第4号及び同第6号に同様の記載があるため、まとめて第3条第1項全体の欄に記載してはどうか。

3. 商標審査基準改訂イメージ

『1. 「極めて簡単」について

「極めて簡単」な標章とは、その構成が極めて簡単なものをいう。

2. 「ありふれた」について

「ありふれた」標章とは、当該標章が普通に使用されているものをいい、例えば、下記(1)及び(2)のようなものをいう。

なお、普通に使用されていると認められるためには、必ずしも特定の商品又

は役務を取り扱う分野において使用されていることを要しない。

- (1) 商品の品番、型番、種別、型式、規格等又は役務の種別、等級等を表した記号又は符号（以下「商品又は役務の記号又は符号」という。）として、普通に使用されるもの。
- (2) 輪郭として、普通に使用されるもの。

3. 「極めて簡単で、かつ、ありふれた標章」について

- (1) 「極めて簡単で、かつ、ありふれた標章」に該当するものとは、例えば、次のようなものをいう。
 - (イ) 数字について

数字は、原則として、「極めて簡単で、かつ、ありふれた標章」に該当する。
 - (ロ) ローマ字について
 - ① ローマ字の1字又は2字からなるもの
 - ② ローマ字の2字を「-」で連結したもの
 - ③ ローマ字の1字又は2字に「Co.」、「Ltd.」又は「K.K.」を付したものの。ただし、「Co.」、「Ltd.」又は「K.K.」が、それぞれ「Company」、「Limited」又は「株式会社」を意味するものと認められる場合に限る。
 - (ハ) 仮名文字について
 - ① 仮名文字（変体仮名を含む。）1字
 - ② 仮名文字のうち、ローマ字の1字の音を表示したものと認識されるもの
 - ③ 仮名文字のうち、ローマ字の2字の音を表示したものと認識されるもののうち、そのローマ字が商品又は役務の記号又は符号として普通に使用されるもの
 - ④ 仮名文字のうち、1桁又は2桁の数字から生ずる音を表示したものと認識されるもの
 (例)「トゥエルブ」、「じゅうに」
 - ⑤ 仮名文字のうち、3桁の数字から通常生ずる音を表示したものと認識されるもの（例：ファイブハンドレッドアンドテン）
 - (ニ) ローマ字又は数字から生ずる音を併記したものについて
 - ① ローマ字の1字に、その音を仮名文字で併記したもの
 - ② 1桁又は2桁の数字に、それから生ずる音を併記したもの
 - (ホ) ローマ字と数字を組み合わせたものについて
 - ① ローマ字の1字又は2字と数字を組み合わせたもの（例：AB2）。
 - ② ①に更にローマ字又は数字を組み合わせており、商品又は役務の記号又は符号として普通に使用されるもの（例：A6B）。ただし、ローマ字は2字までとする。

(ハ) 図形について

1本の直線、波線、輪郭として普通に用いられる△、□、○、◇、※、♡、盾等の図形

(ト) 立体的形状について

球、立方体、直方体、円柱、三角柱等の立体的形状

(チ) 簡単な輪郭内に記したものについて

簡単な輪郭内に、(イ)ないし(ホ)に該当するものを記したものは、原則として、「極めて簡単で、かつ、ありふれた標章」に該当する。

(2) 「極めて簡単で、かつ、ありふれた標章」に該当しないものとは、例えば、次のようなものをいう。

(イ) ローマ字の2字を「&」で連結したもの

(ロ) ローマ字の2字を、例えば、のように、モノグラムで表示したもの

(ハ) 仮名文字のうち、ローマ字の2字の音を表示したものと認識されるものは、原則として、「極めて簡単で、かつ、ありふれた標章」に該当しない。

(ニ) 仮名文字のうち、3桁の数字から生ずる音を表示したものと認識されるが、通常生ずる音とは認められないもの（例：ファイブテン）

(ホ) ローマ字の1字又は2字と数字を組み合わせたものに、さらにローマ字を組み合わせたものは、原則として、「極めて簡単で、かつ、ありふれた標章」に該当しない。

(ヘ) 特殊な態様で表されたもの

4. 音商標について

単音やこれに準ずる極めて短い音については、原則として、本号に該当する。』

4. 参考

(1) 立法趣旨（工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第19版〕1278頁）

五号は、極めて簡単でありふれた標章、例えば、単なる直線や円、または球や直方体などのありふれた立体的形状のみからなる商標である。

(2) 裁判例・審決例

(イ) 知財高判 平成24年10月25日平成23年(行ケ)第10359号

すなわち、商標法3条1項5号は、「極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標」は、一般的に使用されるものであり、多くの場合自他商品識別力を欠き、商標としての機能を果たし得ないものである上、通常、特定人による独占的使用を認めるのに適しないことから、商標登録を受けることができない旨規定している。

この点、本願商標は、アルファベットの標準文字2文字からなる商標であるところ、極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる上、かかる商標は、本願商標に係る指定商品及び指定役務との関係でみても、格別自他商品識別力を有するとはいえず、特定人による独占的使用を認めるのに適しているともいえない。

これに対し、原告は、本願商標は、医療分野に係る商品及び役務を、指定商品及び指定役務とするものであり、商品・役務の管理のために普通に用いられるものではなく、その権利範囲は、限定されており、その商標登録を認めても弊害が生じることはない旨主張する。しかし、同号該当性の判断にあたっては一般的な判断で足りるのであって、個別の権利範囲をうんぬんする原告の主張は採用の限りでない。

(ロ) 東京高裁昭和49年6月26日昭和48年(行ケ)第132号

本願商標のうち「VO5」の部分が商標法第三条第一項第五号にいう「極めて簡単」な標章に当たるとするを相当とすることは、当事者間に争いのない本願商標の構成に徴し明らかというべきところ、成立に争いのない乙第二、第三号証の各二に本件口頭弁論の全趣旨を参酌すると、右「VO5」のように、欧文字二字と数字一字とからなる標章が商品の種別、型式などを表示するものとして取引上、本願商標の指定商品である化学品、薬剤等を含む種々の商品部門において、普通に使用されている事実を肯認しうべく、これを左右するに足る証拠はないから、右「VO5」の部分は、欧文字二字と数字一字とを組み合わせた標章である意味において、前記法条にいう「ありふれた標章」の範疇に属するものとみるを相当とする。原告は、右部分のように欧文字二字と数字一字を組み合わせたものの中には、取引上、商品の規格、型式等を表示する記号を意味するもののあることを認めつつも、少なくとも本願商標の指定商品の取引分野においては、このような組合せの標章が商品の種別等を表示する記号として

使用される例はない旨主張するが、その主張が事実上添わないものであることは前認定の事実を徴し明らかであるのみならず、前記法条にいう「ありふれた標章」に当たるかどうかは、必ずしもその指定商品と係りのないことであるから（商標法第二条第一項参照）、原告の前示主張は、採用しうべき限りではない。